

意見書

平成22年1月20日

郵政改革推進室 御中

郵便番号	104-0031
住所	東京都中央区京橋1丁目9番1号
提出者名（個人、 <u>団体等</u> ）	社団法人 全国信用組合中央協会
連絡先	03-3567-2455

郵政改革に関する意見募集について、以下の通り意見を提出します。

【提出する意見項目】

- ① 郵政民営化実施後の問題点・課題
別紙に記載
- ② 郵政改革の方向性・今後の課題等
別紙に記載

1. 郵政民営化実施後の問題点・課題

(1) 公正な競争条件の確保

全額政府出資会社の子会社であるゆうちょ銀行は、その株式保有形態から政府が後ろ盾になっており、この信用力を背景とする資金調達、民間金融機関にとって競争上極めて不利と言える。

昨年成立した郵政株式処分凍結法により、ゆうちょ銀行は政府の全額出資という形で当面存続することになり、民間金融機関との競争条件においてこれまで以上に不均衡をもたらすものと強く懸念される。

(2) 地域金融・地域経済との共存

信用組合は地域・業域・職域における中小零細事業者・生活者の「相互扶助」を理念として、近年は事業再生や多重債務生活者支援等を重要課題として地縁、人縁による地域密着型金融に取り組んでいる。

こうした中、公正な競争条件が確保されないまま巨大な資本と資金力を持ち、かつ、膨大な地域の個人情報保有するゆうちょ銀行が資金の運用先を求め、業容拡大に走ることとなれば、到底共存関係とはなり得ない。

相対的に小規模の経営実態にある信用組合にとっては、その収益を大きく圧迫され、まさに経営上の死活問題であり、ひいては地域金融、地域経済に大きな混乱を及ぼすものとする。

2. 郵政改革の方向性・今後の課題等

上記1.の問題点等を踏まえると、今後の郵政改革に当たっては、官業であるゆうちょ銀行の業容が拡大するようなことはあってはならず、まずは適正規模まで縮小することが必要である。

また、完全民営化を前提として進められてきたゆうちょ銀行の業務範囲の拡大、とりわけ貸出業務への進出は、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係性までも浸食することになりかねないなど地域金融の混乱防止の観点から認められるべきではなく、むしろ、業務を必要最小限に絞り込む必要がある。

特にゆうちょ銀行が要望している流動性預金の預入限度額の引上げ・撤廃等については、家計の小口資金を取り扱う信用組合の預金業務とま

さに競合関係にあり、信用組合の資金調達を圧迫し、ひいては、中小零細事業者等への資金の円滑な供給を阻害することになることから認められるべきではなく、むしろ一定の制限を設ける必要があると考える。

なお、郵政改革に当たっては、地域の金融システムの安定等をも踏まえた上でのあるべきビジネスモデルや官業のあり方について改めてご検討いただく必要があるものとする。

以上